

芦屋市霊園

一般墓地使用者
常時募集案内
(12 m²以上の区画)

芦屋市霊園の一般墓地使用者を常時募集します。

案内書を熟読の上、申し込んでください。

< 募集墓地 >

○募集墓地区画数及び使用料

(令和5年9月1日時点)

種別	面積	区画数	1㎡あたり使用料	永代使用料
普通墓地	12.00～64.00㎡	36	150万円	1,800万～9,600万円
芝生墓地	12.00～28.00㎡	3	112万5千円	1,350万～3,150万円

「常時募集墓地区画一覧表」(別紙1)及び「常時募集墓地区画位置図」(別紙2)をご覧ください。

なお、募集墓地については、区画番号、面積を現地に標示しています。現状での貸付けとなりますので、必ず現地を確認してください。

< 申込みできる方 >

次の(1)～(5)すべての項目に該当することが必要です。

- (1) 申込日を基準日に**1年以上**継続して芦屋市内に住所(住民登録をしていること)を有していること。
- (2) 既に、芦屋市霊園**一般墓地**の使用許可を受けていないこと。
- (3) 既に、芦屋市霊園**合葬式墓地**の申込みを行っていないこと。
- (4) 使用許可後**1年以内**に施設の使用設備(墓石、巻石等)を設置できること。
- (5) 納付書発行後、**概ね1か月以内**に使用料を一括納入できること。

< 申込み時の遵守事項 >

- (1) 申込みは、原則**1世帯1墓地(区画)**とします。
- (2) 1墓地(区画)には**2通以上**の申込みはできません。

なお、下記の項目にもご注意ください。

- (1) 申込書に記入漏れ等の不備や誤記のないよう注意してください。

- (2) 申込み受付後、区画の変更はできません。
- (3) 申込者が死亡したとき以外、申込者の変更は認められません。
- (4) 提出した書類等は、返却できません。

<申込み受付>

受付期間：常時 先着順

芦屋市霊園事務所開設日の午前9時から午後5時30分

(ただし、正午から午後0時45分までを除く。)

受付場所：芦屋市霊園事務所

(芦屋市朝日ヶ丘町15番7号 芦屋市霊園管理棟2階)

<申込み方法>

- (1) 本案内の内容を熟読し、芦屋市霊園一般墓地使用申込書（常時募集）に必要事項を記入の上、申し込んでください。
- (2) 芦屋市内に住所（住民登録していること）を有している住民票の閲覧（申込書に記載箇所あり）について、同意しない場合は、世帯全員の住民票（続柄と本籍の記載があるもの、外国人住民の方は国籍、続柄及び1年以上住民登録を有している記載があるもの）を上記の書類に添付してください。
- (3) 「常時募集墓地区画一覧表」（別紙1）及び「常時募集墓地区画位置図」（別紙2）を参照の上、いずれか希望する**1つの区画番号**を選んで申し込んでください。
- (4) 申込みは先着順で受け付けます。ただし、同じ申込日に複数の申込者があった場合は抽選とします。抽選日については、後日申込者にお知らせします。

<使用料の納付>

納付書発行後、概ね**1か月以内**に芦屋市の指定する金融機関で、使用料を一括でお支払いください。

<維持費の納付>

霊園の維持管理に必要な年間経費として、区画面積 1 m²当たり 1,220 円 (※) で算出した額を毎年 4 月に納付していただきます。

申し込みされた年度につきましては月割相当額となりますので、使用料と一緒にお支払いください。

※区画面積 1 m²当たり 1,220 円は令和 5 年 4 月現在の金額です。今後、改正される場合がありますので、ご承知おきください。

<使用許可>

使用料及び維持費の納付が確認できた月の翌月 1 日付けで、一般墓地使用許可書を発行します。

<使用時の遵守事項>

墓碑の建立にあたっては、芦屋市の基準に従ってください。

詳しくはおたずねください。特に次の(1)～(5)にご注意ください。

- (1) 墓碑の建立にあたっては原則、正面に申込者の家名を表示してください。
- (2) 墓碑は申込者で建立（刻印）してください。
- (3) 墓碑の建立は、使用場所 1 墓地（区画）につき 1 基です。
- (4) 墓所の中（使用許可区域内）は、申込者の責任で清掃等管理してください。
- (5) 芝生墓地は洋風墓地を設置する目的で造成した区域ですので、和風墳墓の造営または碑石形像類の建設は認められません。

次の項目のいずれかに該当する場合は、芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例第 16 条により、霊園の使用を取り消す場合があります。

- (1) 許可を受けた目的以外に一般墓地を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用权を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用权を取得したと認めたとき。
- (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持管理をせず、放任のまま 5 年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた後、目的の使用設備を設けず、1 年を経過したとき。

- (6) 法令又は芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

<使用料の返還>

芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例第12条により既納の使用料は返還しません。ただし、一般墓地の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を返還したとき(使用許可の取消しの場合を除く)は、使用料の7割相当額を返還します。

芦屋市霊園では、石材業者の指定はしていません。
石材業者等による代行申込みはできませんので、ご
自身で申し込んでください。

問合せ先

芦屋市霊園事務所
(市民生活部環境・経済室環境課霊園・火葬場係)

〒659-0012 芦屋市朝日ヶ丘町 15-7
電 話 : 0797-38-3105
FAX : 0797-38-3106